

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務プロポーザル審査要領

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 全体評価 | (20点) |
| (2) 提案項目① | (15点) |
| (3) 提案項目② | (15点) |
| (4) 提案項目③ | (15点) |
| (5) 業務実施面 | (25点) |
| (6) 業務経費 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 開催日、場所
令和8年7月8日（水）（予定）
安芸市役所 2階 大会議室
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。
イ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間設ける。
ウ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。
- (3) その他
ア プレゼンテーションの必要機材は各参加者が持参すること。
イ 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査点数を合計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。
 第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。
- (5) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (6) 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 審査基準

審査項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10	20
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10	
提案項目①	市民目線で分かりやすい構成を重視した提案がなされているか。			15
提案項目②	提案事業者のノウハウや知識等を活かして創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。			15
提案項目③	国のガイドライン等に示された内容を踏まえ、本市の実情に応じた計画策定が見込まれるか。			15
業務実施面	業務実施・支援体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	15
		各工程ごとに妥当な期間設定がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか	5	

		計画策定に係る会議開催への支援体制は十分か	5
	業務実績	他市町村及び本市での保健福祉分野に関連する計画策定業務の受注実績があるか。	10
業務経費	見積金額	10 点×提案者のうち最も低い見積価格 ／提案者の見積価格＝得点 ※小数点以下切り捨て	10